

議第 28 号

呉市職員退職手当支給条例の特例に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

呉市職員退職手当支給条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員退職手当支給条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

呉市職員退職手当支給条例の特例に関する条例（平成 10 年呉市条例第 16 号）
の一部を次のように改正する。

本則中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 35 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

一般職の職員が勸奨退職をする場合における退職手当の特例加算措置の期間を 5 年間延長するため、この条例案を提出する。